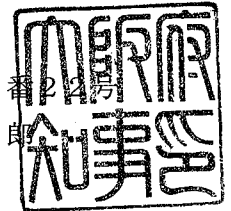


河整 第1595号
平成30年10月23日

国土交通大臣
石井 啓一 殿

事業者 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番2号
大阪府知事 松井 一郎



大深度地下使用認可申請書の補正について

平成30年10月9日付け国都政第39号により、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第15条の規定に基づき通知のありました標記について、下記のとおり補正書類を提出します。

記

1. 事業の種類

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）

2. 補正の内容

別添、書類のとおり

- ・使用認可申請書の「3. 事業区域」における【事業区域標準断面】の図の斜線の範囲の補正
- ・別添書類第2号-18における図-2. 10事業区域範囲の図の斜線範囲の補正
- ・別添図面第4号 横断図（1）（2）の大深度地下使用申請区域の補正